

国が扱う手続きのほとんどが、
自宅やオフィスのパソコンから
申請できるんです。

24時間^{*}
手続OK!

コスト・時間の
節減が可能!

記入漏れ等
ミス防止!

安心の
セキュリティ

登 記

国 税

社会保険

労働保険

オンライン申請 まるわかりガイド

※手続によっては、利用可能時間が異なるものがございます。

総務省・全府省

オンライン申請なら、 各種手続をご自宅・オフィスで、 誰でも、いつでも、パソコンからできます!

オンライン申請システムとは、従来書面により行っている申請・届出をインターネットを利用して行うシステムです。

オンライン申請システムを利用することにより、行政機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスからインターネットでの申請・届出や証明書(許可書等)の取得が可能となります。

例えばこんな時…

- 仕事が忙しくて行政機関に行く時間が無い…。
- 事務処理の費用を減らしたい…。
- 記入ミスが心配…。



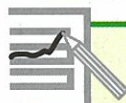
オンライン
申請システムが
解決します!

オンライン申請システムのメリット

24

24時間いつでも手続!

自宅やオフィスのパソコンで、いつでも手続が可能です。
※手続によっては、利用可能時間が異なるものがございます。



記入漏れ等のミス防止!

入力チェック機能があり、記入漏れや記入誤り等のミスを防げます。また、重複した記載事項の書き写しも不要となります。



事務処理時間・コストの節減!

移動時間や待ち時間が無く、申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できます。また、手数料が安くなる手続もあるため、時間やコストの節減を図れます。

「手数料が軽減される手続」

不動産登記、商業・法人登記及び成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求、納税証明書の交付請求など

「税額控除が適用される手続」

1 登録免許税(登記)

平成20年1月1日から平成21年12月31日までの間にオンライン申請により次の登記を行った場合には、その登記に係る登録免許税額からその10%に相当する額(5,000円を限度)の控除を受けることができます。

- ① 不動産登記のうち、所有権の保存登記及び移転登記、抵当権の設定登記
- ② 商業・法人登記のうち、株式会社、合名会社、合資会社等の設立登記

2 所得税

平成19年分又は平成20年分のいずれか1回、所得税の確定申告書の提出を、本人の電子署名及び電子証明書を付して、期間内*に、e-Taxを利用して行う場合、所得税額から5,000円(その年分の所得税額を限度)の控除を受けることができます。

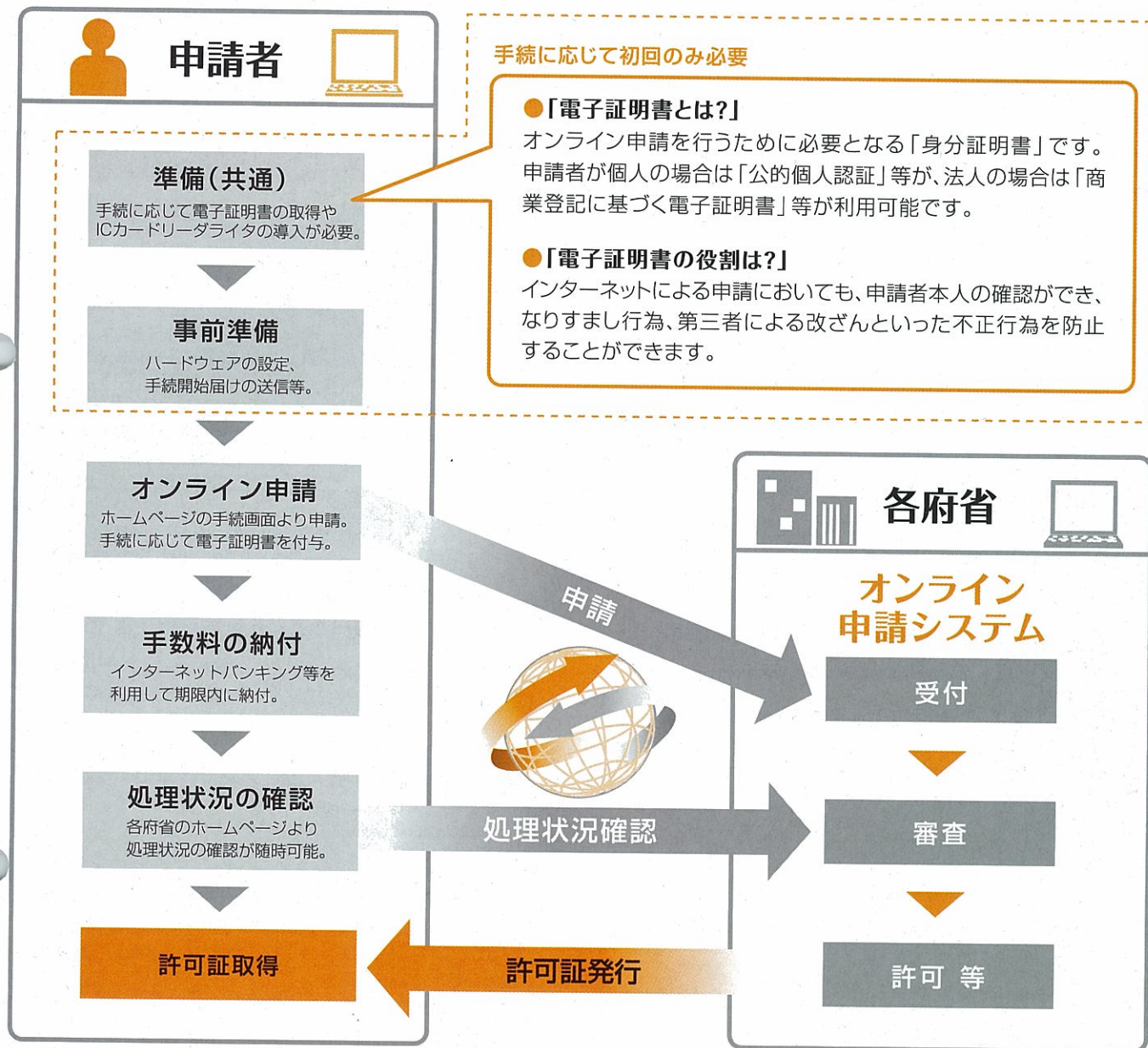
*平成20年分は平成21年1月5日から3月16日

オンライン申請システムの流れ

すべてインターネット上で対応可能！

まずパソコンの環境設定などの事前準備をしていただき、各省庁の申請プログラムに従って必要事項を入力。あとは送信するだけで手続完了です。

また、一度登録すると、他の関連手続の際に再度登録しなおす必要が無く、永続的に使用できます。



電子証明書の取得方法

1. 「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」の取得方法

住民票のある市区町村の窓口で、住民基本台帳カード(ICカード)を取得し、その中に電子証明書を格納します。

※取得方法等の詳細については、住民票のある市区町村の窓口や「公的個人認証サービスポータルサイト」(<http://www.jpki.go.jp/>)でご確認ください。

2. 「商業登記に基づく電子証明書」の取得方法

管轄登記所に電子証明書の発行請求を行い、オンラインで電子証明書の発行を受けることができます。

※取得方法の詳細については「商業登記に基づく電子認証制度について」(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/index.html>)でご確認ください。

公的個人認証のように、電子証明書がICカードに格納して発行される場合は、そのICカード内のデータをご使用のパソコンに読み込むためにICカードリーダーが必要となります。

上記以外にも利用可能な民間の電子署名法に基づく認定認証事業者が発行する電子証明書があります。各手続で利用可能な電子証明書や取得方法の詳細は各府省のホームページ等でご確認ください。

登記関係手続

利用可能時間 / 8:30~20:00 月曜日から金曜日
(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。)

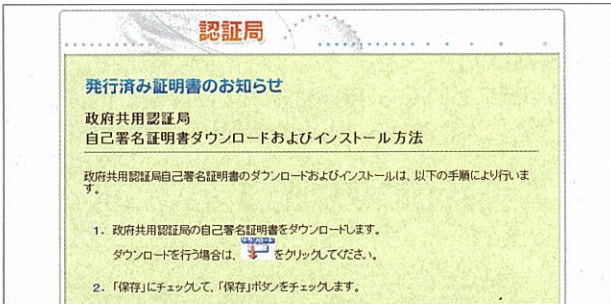
主な手続

- 不動産(土地・建物)の登記事項証明書の送付請求
- 地図・図面の証明書の送付請求
- 会社・法人等の登記事項証明書の送付請求

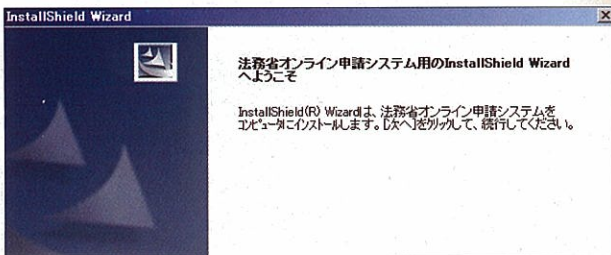
○オンライン申請を行うためには、事前に電子証明書を取得する必要があります。(P2参照)
なお、手続によっては電子証明書を必要としない場合もありますので、ホームページにてご確認ください。

例) 登記事項証明書の送付請求手続の場合 ※この手続では、電子証明書を必要としません。

① 事前準備 (初回のみ行います)



1. 政府共用認証局自己署名証明書のインストール
オンライン申請システムのホームページから、安全な通信を行うための証明書(政府共用認証局自己署名証明書)をダウンロードし、パソコンにインストールします。

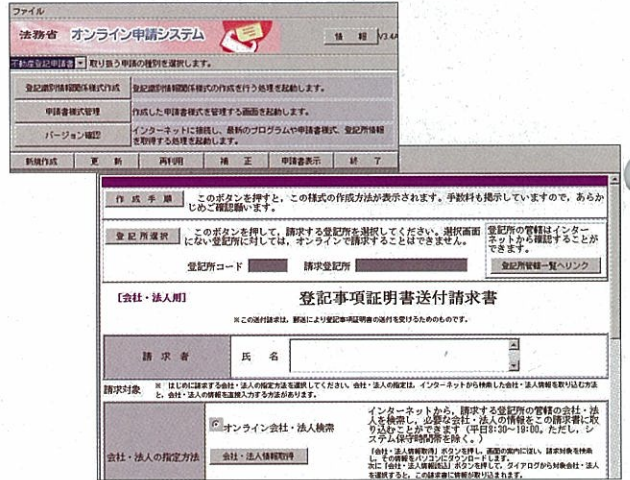


2. プログラムのインストール
「JRE」、「オンライン申請に必要なプログラム」及び「登記申請書作成支援ソフトウェア」をそれぞれダウンロードし、パソコンにインストールします。

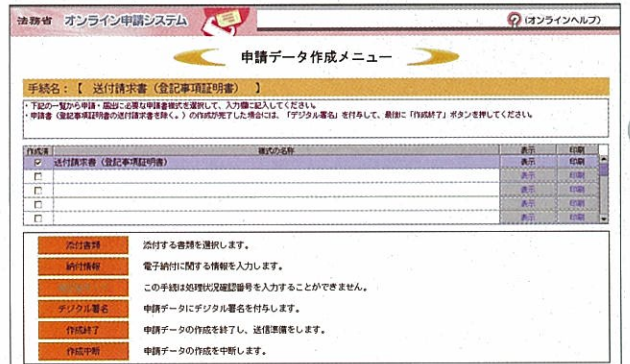


3. ユーザー登録
オンライン申請システムにログインするために必要な「申請者ID」及び「パスワード」を登録します。

② オンライン申請 (申請ごとに実施します)



1. 登記事項証明書送付請求書の作成
登記申請書作成支援ソフトウェアを起動し、新規作成から「登記事項証明書送付請求書」を選んで、必要事項を入力し、保存します。



2. 申請書情報の作成
登録した「申請者ID」及び「パスワード」でオンライン申請システムにログインし、前項でパソコンに保存した請求書情報を指定します。

こんなメリットがあります。

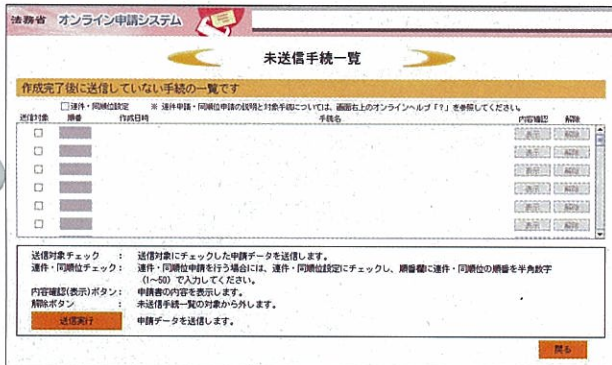
- オンラインで請求されると、窓口や郵送による請求と比べて手数料が安くなります。

例) 登記事項証明書の場合

窓口・郵送による請求：1000円 → **オンラインによる請求：700円**

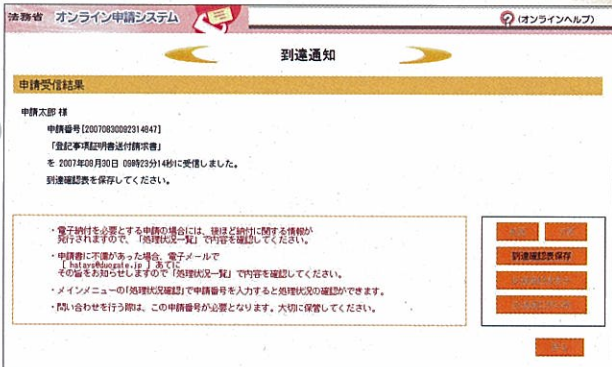


③ 手数料の納付



3. 登記事項証明書送付請求書の送信

未送信手続一覧画面から請求書情報を指定し、「送信実行」を行います。その後、形式チェックが行われ、問題がなければ「申請確定」を経て、オンライン申請システムに送信されます。



4. 到達確認表の受信

請求書情報が、オンライン申請システムに登録されると、到達確認表が発行され申請者のパソコンに表示されます。申請者は、「到達確認表保存」を選択して、申請を完了します。



1. 納付情報の取得

各登記所において登記事項証明書の請求受付後、手数料が計算され、処理状況一覧画面に「納付情報」が表示されます。

2. 納付

「納付情報」に従い、納付期限内にインターネットバンキング、モバイルバンキング、電子納付に対応しているATMなどを利用して手数料を納付してください。

④ 登記事項証明書の取得

登記事項証明書の取得

請求先の登記所において手数料の納付が確認されると、登記事項証明書が作成され、申請者あてに郵送されます。



オンライン申請豆知識

● オンライン申請の本人確認には…

電子証明書のほかID/パスワード方式が利用されています。ID/パスワード方式は、利便性が高く扱いやすい反面、他人に盗まれると、なりすましなど不正行為を被る危険性がありますので、パスワードの管理には十分注意しましょう。

詳しい情報については、ホームページをご利用下さい。

▶ 法務省オンライン申請ホームページ

<http://shinsei.moj.go.jp/>

国税関係手続 (e-Tax)

利用可能時間 / 8:30~21:00
月曜日から金曜日 (祝日等を除く)

主な手続

- 申告 ● 所得税 ● 法人税 ● 消費税 ● 酒税 ● 印紙税
- 納税 ● すべての税目の納税
- 申請・届出等 ● 個人事業の開業等届出 ● 法人設立届出 ● 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請 ● 消費税課税事業者届出 ● 青色申告の承認申請 ● 電子納税証明書の交付請求 ● 法定調書の提出 など

○オンライン申請を行うためには、事前に電子証明書を取得する必要があります。(P2参照)
なお、手続によっては電子証明書を必要としない場合もありますので、e-Taxホームページにてご確認ください。

例) 所得税申告 手続の場合

① 事前準備 (初回のみ行います)

e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー【個人新規用】

このページでは、電子申告・納税等開始(変更等)届出書の作成及びインターネットでの提出が行えます。
*入力した内容は、最終ページの様式に自動的に反映されます(最終ページの様式はイメージ印刷・保存が可能です)。
※Adobe Reader機能の「フィールドをハイライト表示」を選択すると、入力項目の背景色が水色で表示されます。

○ 利用者情報入力

利用者情報 ※利用者に関する情報を入力してください。

氏名フリガナ (必須) (全角カタカナ)	セイ	メイ
氏名 (必須) (全角)	姓	名
納税地※「○住所」を選択し、お住まいの住所等を入力してください【納税地が住所地以外の場合はその旨を入力】。		
住所※住所・事業所等 (必須)	○住所 〇居所 〇事業所等	
郵便番号 (半角数字)		
都道府県 (例) 東京都	区市町村	

1. 開始届出書の作成・提出

e-Taxホームページからルート証明書(政府共用認証局自己署名証明書)をインストールし、e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナーで必要事項を入力し、送信します。利用者識別番号がオンラインで発行されます。

e-Tax

システムの概要 | 事前準備 | 初期登録 | 手続の流れ | e-Taxソフト | 参考事項 | お問い合わせ | ご意見・ご要望 |

現在の位置: ホーム > 初期登録までの流れ > e-Taxソフトのインストール

1. e-Taxソフトのインストール

ルート証明書及びe-Taxソフトをホームページからダウンロードし、次の順にインストール操作を行います。

(1) ルート証明書のダウンロード及びインストール

e-Taxソフト等を利用するに当たって必要となるルート証明書のインストールをダウンロードし、ルート証明書をインストールします。
詳しくは、「ダウンロードコーナーのご利用に当たって」をご覧ください。

(2) e-Taxソフト(共通プログラム)のダウンロード及びインストール

e-Taxソフト(共通プログラム)のインストールをダウンロードし、e-Taxソフト(共通プログラム)をインストールします。
詳しくは、「e-Taxソフトダウンロードコーナー」をご覧ください。

(3) e-Taxソフト(税目プログラム)のインストール

2. e-Taxソフトのダウンロード・インストール

e-Taxホームページの導入マニュアルに沿って、ダウンロードコーナーからe-Taxソフトをダウンロード・インストールします。

電子証明書の登録 (1/4: 利用者情報) SC00A600

利用者の情報を入力してください。

利用者識別番号: 1111111111111111

所属税務署名: 税務署 (税務署選択)

住所又は所在地(A): 東京都千代田区豊町3-1-1

利用者名Q: 国税 太郎

次へ(N) > キャンセル ヘルプ

3. 初期登録

e-Taxソフトの初回起動時に、取得した利用者識別番号を用いて利用者ファイルを作成し、電子証明書の登録などの初期登録を行います。

② オンライン申告

現在の観察: 平成 25 年分の所得税の確定申告書A(第一表・第二表)

年度: 100-0025

住所: 東京都千代田区豊町3-1-1

氏名: 国税 太郎

所得: 1,701,280

収入金額: 1,701,280

控除: 1,381,840

税: 120,000

課税される所得金額 (①): 1,300,000

上の①に引く控除 (②): 130,000

配当控除 (③): 12,000

住宅借入金等特別控除 (④): 0

ページ: 1/2

印刷(P) 閉じる(C) 保存(S) 作成完了(F)

1. 申告等データの作成

申告等データを作成し、電子署名を付与します。

[個人の方の場合]

e-Taxホームページからルート証明書(政府共用認証局自己署名証明書)のダウンロード・インストール及び初期登録を行うことができます。また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、所得税や消費税の確定申告書、青色申告決算書や収支内訳書のe-Tax用データを作成することができます。いずれもe-Taxソフトを使用することなく行うことができます。



オンライン申請豆知識

● 認証局とは...

なりすまし行為や第三者によるデータの改ざんなどの不正行為を防止するための「電子証明書」の登録や発行を行う第三者認証機関のことでCA(Certification Authority)と略すこともあります。

社会保険関係手続 (e-Gov)

利用可能時間 / 365日 24時間

主な手続

- 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
- 厚生年金保険被保険者住所変更届

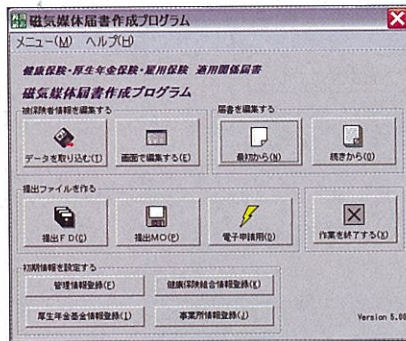
○オンライン申請を行うためには、事前に電子証明書を取得する必要があります。(P2参照)

例) 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 手続の場合

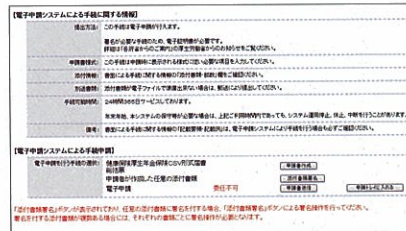
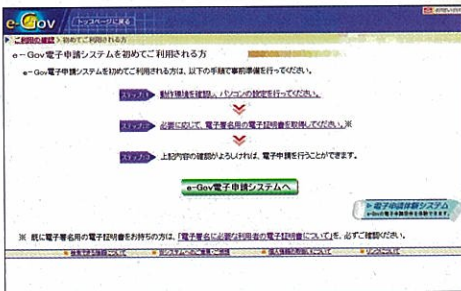
① 事前準備 (初回のみ行います)



② オンライン申請 (申請ごとに実施します)



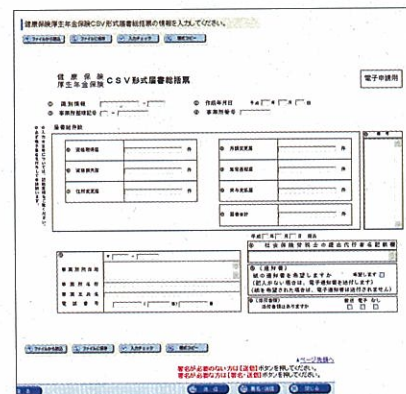
1. 申請用ファイルの作成
①-2.の磁気媒体届書作成プログラムを使って、電子申請用ファイルを作成します。



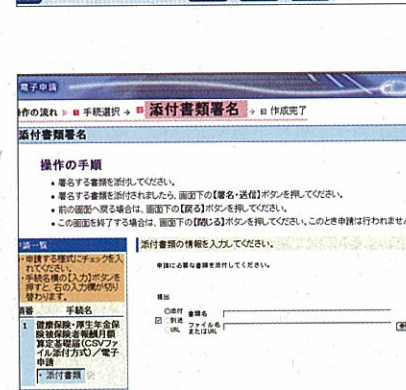
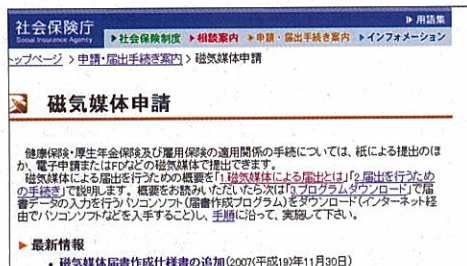
2. 手続情報の確認
e-Govホームページのトップページ→手続検索(2)をクリックから、手続を検索し、申請に必要な情報を確認します。

1. オンライン申請に必要なプログラムのインストール

e-Govホームページのトップページ→電子申請(1)をクリック→「当システムのご利用は初めてですか?」→「はい」をクリックし、オンライン申請に必要なプログラム等(例:JRE、安全な通信を行うための証明書等)を確認します。必要に応じてソフトをインストールします。



3. 申請書の作成
「健康保険・厚生年金保険 CSV形式届書総括票」の「申請書作成」を選択し、申請書を作成後、電子署名を付与します。



4. 電子申請用ファイルへの署名

「申請者が作成した任意の添付書類」の「添付書類署名」を選択し、②-1.で作成した電子申請用ファイルに電子署名を付与します。

2. 磁気媒体届書作成プログラムのインストール

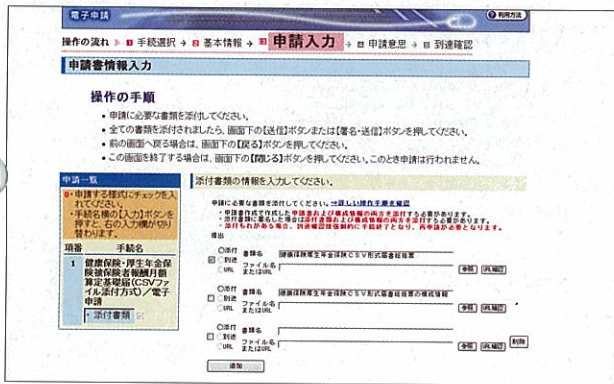
社会保険庁ホームページのトップページ→磁気媒体申請から、磁気媒体届書作成プログラムのダウンロード・インストールを行います。

こんなメリットがあります。

- 現在、会社で保有している人事・給与データを磁気媒体届書作成プログラムに取り込むことで、簡単にオンライン申請することができます。



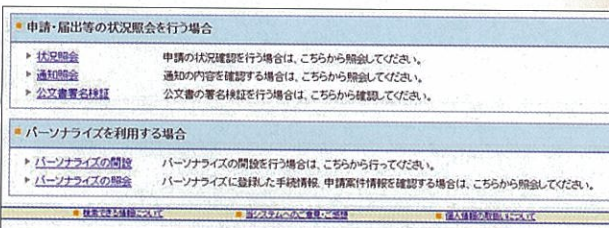
③ 公文書(結果通知等)の取得



5. 申請書の送信

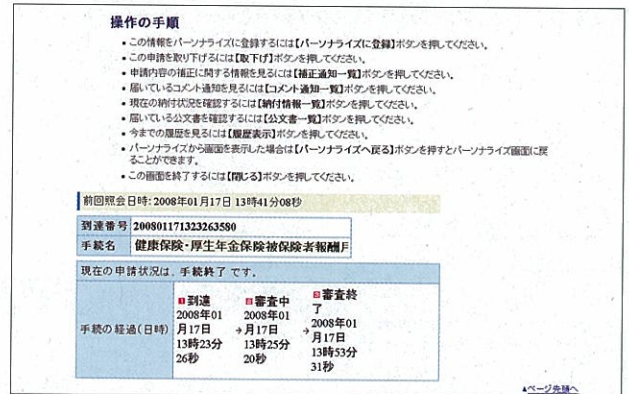
「電子申請」の「申請書送信」を選択し、作成した申請書及び電子申請用ファイルとそれぞれの構成情報*を添付後、申請します。申請後、「到達番号」、「問い合わせ番号」が表示されますので、印刷・保存等の方法で控えます。

*構成情報とは、申請書等に署名が付いていることをシステム上認識するために必要な情報です。必ず添付してください。



6. 処理状況の確認

e-Govホームページの「状況照会」で、「到達番号」、「問い合わせ番号」を入力し、処理状況を確認します。



1. 電子公文書の取得

一定時間経過後、「状況照会」画面で、「審査終了」と表示されます。電子公文書が発行されることがありますので、その場合は電子公文書も忘れずに取得します。

2. 電子公文書ファイルの解凍

取得した電子公文書は、一般的な圧縮形式(ZIP形式)に圧縮されています。解凍ツールを使用して、解凍してください。

* 手続によって、社会保険労務士が事業主の提出代行者であることを証明することができるものを、届書等の提出と併せて送信することにより、事業主の電子署名に代えることができるようになりました。(平成20年6月23日～)

e-Gov電子申請システムに関するお問い合わせ窓口

- ▶ 電子政府利用支援センター
9:00～19:00(土・日・祝日を含む)
- ▶ ナビダイヤル ※全国一律市内通話料金 **0570-041041**
- ▶ IP電話・PHSをご利用の場合 ※通常通話料金 **03-5339-6512**
- ▶ e-Govホームページ
http://www.e-gov.go.jp/

磁気媒体届書作成プログラムに関するお問い合わせ窓口

- ▶ 社会保険庁電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)
平日 8:30～17:15(月曜日は19:00まで) 第2土曜日 9:30～16:00
*月曜日が休日の場合は火曜日 *毎年11月の第2・第4の土曜日、日曜日は9:30～16:00
*祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- ▶ ナビダイヤル ※全国一律市内通話料金 **0570-000-381**
- ▶ IP電話・PHSをご利用の場合 ※通常通話料金 **03-6700-1188**
- ▶ 社会保険庁磁気媒体申請ホームページ
http://www.sia.go.jp/sinsei/fd/index.htm

労働保険関係手続 (e-Gov)

利用可能時間 / 365日 24時間

主な手続

- 雇用保険被保険者資格取得届 ●雇用保険被保険者資格喪失届
- 高年齢雇用継続基本給付金の申請

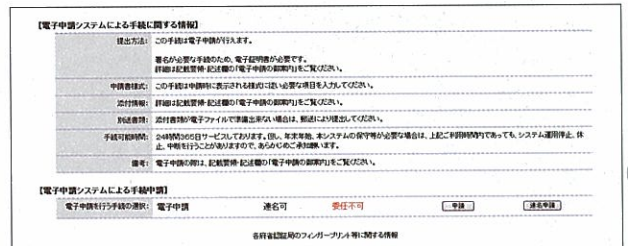
○オンライン申請を行うためには、事前に電子証明書を取得する必要があります。(P2参照)

例) 雇用保険被保険者資格取得届 手続の場合

① 事前準備 (初回のみ行います)

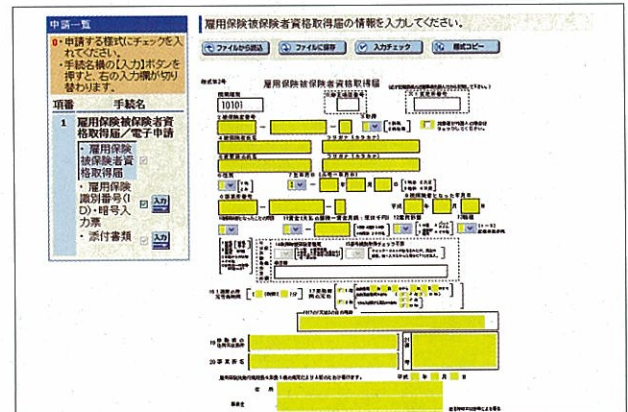


② オンライン申請 (申請ごとに実施します)



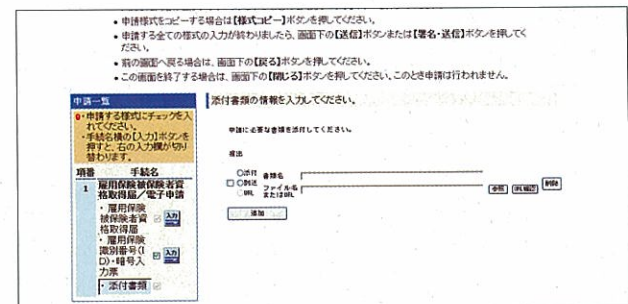
1. 手続情報の確認

e-Govホームページのトップページ→手続検索(2)をクリックから、手続を検索し、申請に必要な情報を確認します。



2. 申請書の作成

「申請」を選択し、申請書に必要な事項を記入します。

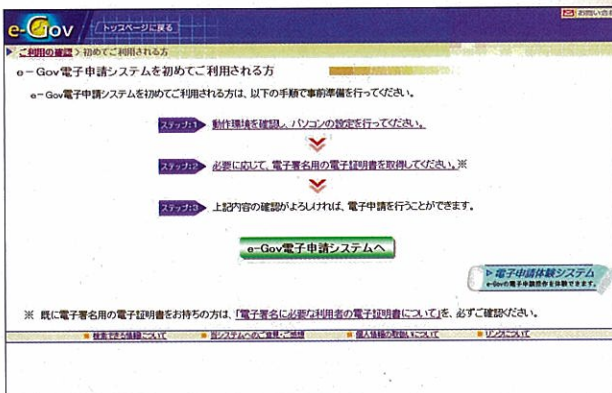


3. 添付資料の添付

添付資料(賃金台帳やタイムカードなど雇入れの事実の確認できる資料)を添付します。
当該手続について電子申請する際には、一定の要件の下で添付書類の提出を省略することができます。詳細については管轄の公共職業安定所にお問い合わせください。

1. オンライン申請に必要なプログラムのインストール

e-Govホームページのトップページ→電子申請(1)をクリック→「当システムのご利用は初めてですか?」→「はい」をクリックし、オンライン申請に必要なプログラム等(例:JRE、安全な通信を行うための証明書等)を確認します。必要に応じてソフトをインストールします。



こんなメリットがあります。

- グループ申請機能を使うと、氏名、事業所名、所在地等のデータを重複入力することなく一括で申請することができます。



③ 公文書（結果通知等）の取得

4. 申請書の送信

「署名・送信」を選択し、電子署名を付与、送信します。申請後、「到達番号」、「問い合わせ番号」が表示されますので、印刷・保存等の方法で控えます。

5. 処理状況の確認

e-Govホームページの「状況照会」で、「到達番号」、「問い合わせ番号」を入力し、処理状況を確認します。

手続の経過(日時)	到達	審査中	審査終了
	2008年01月17日 13時23分 26秒	2008年01月17日 13時25分 20秒	2008年01月17日 13時53分 31秒

1. 電子公文書の取得

一定時間経過後、「状況照会」画面で、「審査終了」と表示されます。電子公文書が発行されることがありますので、その場合は電子公文書も忘れずに取得します。

2. 電子公文書ファイルの解凍

取得した電子公文書は、一般的な圧縮形式（ZIP形式）に圧縮されています。解凍ツールを使用して、解凍してください。

※手続によって、社会保険労務士が事業主の提出代行者であることを証明することができるものを、届書等の提出と併せて送信することにより、事業主の電子署名に代えることができるようになりました。（平成20年6月23日～）

e-Gov電子申請システムに関するお問い合わせ窓口

▶ 電子政府利用支援センター 9:00～19:00（土・日・祝日を含む）

▶ ナビダイヤル※全国一律市内通話料金

▶ IP電話・PHSをご利用の場合※通常通話料金

▶ e-Govホームページ

0570-041041

03-5339-6512

http://www.e-gov.go.jp/

電子政府の総合窓口

e-Gov

[イー・ガヴ]

オンライン申請は
ここからも
始められます。

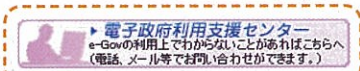


行政情報の総合的な検索・案内サービスサイト、それが「e-Gov」です。

各府省がホームページで提供している行政情報を有効に活用していただけるよう、さまざまな検索・案内サービスを提供しています。

e-Gov申請システム オンラインによる各府省の申請・届出等の手続を一元的に行える窓口システムです。

何かわからないことがあったら…



ここをクリック!!

「電子政府利用支援センター」で
わかること

●お知らせ一覧

電子政府利用支援センターからの
お知らせをご覧いただけます。

●よくあるお問い合わせ

e-Govの各種サービスについて、
よく寄せられるお問い合わせを
質疑応答形式でお答えします。

The screenshot shows the e-Gov homepage with several callouts:

- お知らせ** (Notice): A notice about the system's update to Windows Vista and Internet Explorer 7.
- 情報を調べる** (Search): Includes "全府省ホームページ検索" (Search all government homepages) and "法令検索" (Law search).
- サービスを利用する** (Use services): Includes "個人向け手続案内" (Individual procedure guide), "企業・事業者向け手続案内" (Business procedure guide), "手続検索" (Procedure search), and "電子申請" (E-application).
- 意見・要望を述べる** (Express opinions/requests): Includes "パブリックコメント" (Public comment).

電子申請

・e-Gov電子申請システムのご利用はこちらから

ここをクリック!!

e-Gov申請システムのできること

●電子申請体験システム

実際にe-Gov電子申請システムを体験していただく
ことができます。

●申請状況・通知内容の照会

各手続の申請状況と通知内容の照会。また、公文書の
署名検証の確認も行うことができます。

●各府省のご案内

電子申請について、各府省のご案内・最新情報を提供
しています。

●行政手続検索システム

行いたい各府省の行政手続をキーワードから検索する
ことができます。

●各府省の申請・届出

各府省の申請・届出等手続を一元的に行えます。
本人・代理人または連名での申請届出が可能。

●パーソナライズの利用

パーソナライズの開設、登録情報の照会・確認が
行えます。

▶ 電子政府の総合窓口
「e-Gov」ホームページ

<http://www.e-gov.go.jp/>